

180日を超える入院に関する事項について

入院期間が180日を超える同じ症状および病名での入院については、（他の医療機関での入院期間も含む）厚生労働大臣が定める状態（※）にある患者様を除きまして、別途料金が必要になります。

「1日につき 2,412円（税込）」

ご不明な点は、入院受付までお問い合わせください。

※厚生労働大臣が定める状態とは…

- ・ 気管気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態
 - ・ 真皮を超える褥瘡の状態にある方
 - ・ 在宅療養指導管理を受けている状態にある方
- …などが対象です。詳しくは医事課までお問い合わせください。

令和7年8月1日



社会医療法人 協和会
北大阪病院
KITAOSAKA HOSPITAL